

熱海市地域防災計画

風水害対策編

令和 6年 3月

熱海市防災会議

風水害対策編 目次		頁
第1章	総則	1
	第1節 静岡県内における過去の顕著な災害	1
	第2節 予想される災害	3
第2章	災害予防計画	5
	第1節 総則	5
	第2節 河川の災害予防計画	5
	第3節 海岸保全災害防除計画	6
	第4節 港湾漁港保全災害防除計画	7
	第5節 道路・橋りょう災害防除計画	7
	第6節 土砂災害防除計画	7
	第7節 山地災害防除計画	10
	第8節 林道災害防除計画	11
	第9節 農地災害防除計画	11
	第10節 倒木被害防除計画	11
	第11節 盛土災害防除計画	11
	第12節 避難情報の事前準備計画	11
	第13節 避難誘導體制の整備計画	12
	第14節 防災知識の普及計画	12
	第15節 自主防災活動	13
第3章	災害応急対策計画	14
	第1節 市災害対策本部	14
	第2節 情報収集・伝達	14
	第3節 広報活動	14
	第4節 水防組織	14
	第5節 指定水防管理団体、水防機関	14
	第6節 水防に関する予警報	14
	第7節 市の非常配備体制	14
	第8節 水防管理団体の水防計画及び水防区域の危険箇所等	15

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、熱海市及び防災機関が行うべき熱海市の「風水害対策の大綱」（【共通対策編】で定めたものを除く）を定めるものとする。

【風水害対策編】は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、＜【共通対策編】 第4章 復旧・復興対策＞によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川の災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害防除計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所等

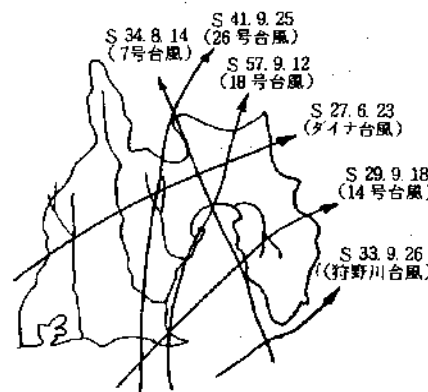
第1節 静岡県内における過去の顕著な災害

1 風水害

(1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。
この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

県下に大被害を与えた主要台風経路図

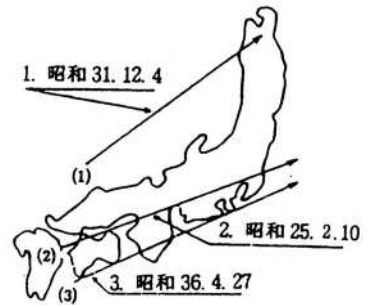


経 路	状 況
県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、熱海市が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、伊豆山間部では、200mm以上の雨量があり、沿岸部では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風(並みの強さ)においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山間部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風(中型、並みの強さ)は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。熱海市では、死者・行方不明者5人、家屋の全半壊54戸、床上・床下浸水298戸であった。 令和元年東日本台風(大型・強い)は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床上浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとるときは、県北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 昭和34年8月14日の7号台風(小型、強い)は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

(2) 低気圧

- 低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。
- (1)の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。
- (2)(3)の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いので風も強まる。
- (1)と(2)が同時に起こり大雨を降らせることも多い。



経路	状況
(1)の例	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き、波が高かった。 ・最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ・この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
(2)の例	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hpaで静岡県を通過して関東へ去った。 ・9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。 ・このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。
(3)の例	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いを通った。 ・26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎23.3m/s、御前崎SSW19.8m/s、雨量は静岡125mm、稲取120mm、島田118mmが観測された。 ・このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話の不通、家屋の浸水などがあった。

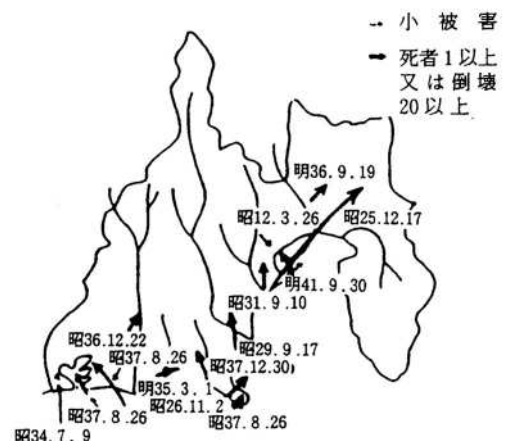
(3) 停滞前線

- 梅雨期などに前線が停滞し、たびたび大雨をもたらす。
- 令和3年7月3日に発生した伊豆山土石流災害は、6月末から梅雨前線が北上し、7月1日から3日にかけて西日本から東日本に停滞、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、長雨が続いた。熱海で総降水量491mm、網代で411.5mmを観測した。死者28人(うち災害関連死1人)、建物被害136棟(うち流出家屋54棟)の未曾有の大災害となった。
- これまでの土砂災害は一般的に、降雨が続いた後、非常に激しい雨(1時間に50mm以上80mm未満)や猛烈な雨(1時間が80mm以上)が降ると発生する危険があると言われていたが、この災害では、それ以下の降雨が長時間続いた(降り始めからの1時間雨量は30mm以下)場合でも発生する危険があることを裏付けることとなった。

2 竜巻

- 竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。
- 主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。
- このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。
- 特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。
- 竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難である。

県下を襲った竜巻の発生地と経路(明33～昭39)



3 地すべり等

昭和16年以降の主たる地すべりの発生状況を示すが、地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発 生 年 月 日	地 名	記 事
昭和16年4月30日	庵原郡蒲原町	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500 m³が崩壊 ・埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明

同年6月30日	同町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 ・土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷
同年7月16日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨量は337mm ・寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人
昭和23年6月19日	庵原郡由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で140mmの大雨 ・寺尾地先、海拔300mの山の中腹約100mの所から地すべりを生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha
同年9月 15日～16日	同町	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm ・中の沢の土砂約7,500 m³が線路上に流出し東海道線は7時間不通
昭和26年6月15日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 ・今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり
同年6月26日	周智郡大居町	<ul style="list-style-type: none"> ・南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10～15mmの雨量 ・和泉平部で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈下
昭和32年8月17日	磐田郡水窪町	<ul style="list-style-type: none"> ・前線が南岸に停滞して連日の降雨、総降雨量は西部山間部で240mm前後 ・大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万m³の山崩れ、飯田線が途絶
昭和36年3月14日	庵原郡由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり ・耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
昭和37年4月12日	榛原郡金谷町	<ul style="list-style-type: none"> ・福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ ・交通が不通となり、大井川線も不通
同年7月23日	天城山ろく	<ul style="list-style-type: none"> ・天城山ろくやチバタ山頂で約20cmのわれ目 ・高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000 m³の土砂が地すべり
昭和40年6月24日	賀茂郡東伊豆 町白田	<ul style="list-style-type: none"> ・白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり ・約85万m³の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
昭和46年7月5日	静岡市石部地 内	<ul style="list-style-type: none"> ・国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。 ・地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000 m³が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達 ・通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能
昭和49年7月7日	庵原郡由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区(濁り沢他12箇所)で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災 ・地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間
昭和57年8月1日～3 日	周智郡春野町 中羽根地内	<ul style="list-style-type: none"> ・台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万m³の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞ぎ止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難 ・山林・田畑が流出(人家の被害なし)

4 土石流

- 令和3年7月3日、伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。
- この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者28人(うち災害関連死1人)、建物被害136棟(うち流出家屋54棟)の未曾有の大災害となった。

第2節 予想される災害

1 風水害

- 市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨や長時間降り続く降雨により災害の発生リスクが高まっている。
- 災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴う豪雨、6～7月は梅雨前線活動の活発化による大雨や局地的豪雨、また8～10月にかけては台風の接近又は上陸による暴風雨により災害が発生することがある。

2 高潮・高波

- 「高潮・高波」については、太平洋(相模湾)に面し、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、沿岸部の災

害が予想される。

- 季節的には8～10月下旬にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。
- 市内では、たびたび台風により沿岸地区での被害を受けているが、平成30年台風12号は、台風の進路が房総半島南方沖から遠州灘へ西進する、いわゆる「逆走台風」となり、市内沿岸部に位置するホテルのレストランでは波の影響でガラスが割れ負傷者が出たり、熱海ビーチラインでは波により道路が損壊したりするなどの被害をもたらした。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

- 市内で砂防指定地が25箇所、急傾斜地崩壊危険区域が19箇所及び土砂災害警戒区域が301箇所(いずれも令和3年度末)指定されており、このうち、地すべり危険箇所も1箇所あり、降雨時、地震時の被害が予想される。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第1節 総則

- 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川の災害予防計画

区分	内容
河川特性	本市の地形は殆ど全域丘陵傾斜地であり、平地は市街地を形成している埋立地(東海岸町、渚町、和田浜南町、網代地区等)を除いては皆無に近い状況を呈している。従って斜面を縦断する河川は急流であり、大型台風や集中豪雨などが襲来した場合には、水衝部の洗掘、それに伴う護岸の破壊などの被害発生の可能性は非常に高く、市街地へ及ぼす影響は大である。
現況	本市には2級河川10、延長22.5kmで、準用河川13、延長13.5kmでいずれも排水の根幹をなす重要河川である。 主要河川の現況は表3-22-2のとおりである。
整備計画	本市の主要河川の下流部については、おおむね整備は完了し、また、各溪流地内に谷止堰堤を、千歳川・和田川・初川水系等を中心とした泉、熱海地区に36基、大川・宮川・仲川・水神川水系上流部にも74基設置されており災害防除に効果をあげつつあるが、最近開発が進んでいる上流部については未整備部分が多く、起業者に対する防災対策指導の強化を図るとともに、国・県に対しても引き続き河川整備事業の推進を要請する。 河川のうち水防上の注意箇所は表3-22-3のとおりである。従って、これらの注意箇所の解消に併せ2級河川(表3-22-4)の治水機能の向上促進を図る。

- 1 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項
 - 市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(高潮浸水想定区域については第3節を参照) (以下、総称して「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
 - 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - ・ 要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。
 - 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以

下の事項を定めるものとする。

- 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 連携体制の構築

- 水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

区 分	内 容
防波堤等の建設	(1) 海岸線の侵食、高波防止、津波対策等のための突堤、防波堤、消波工等の建設を国・県に要請し、その整備を図る。 (2) 海上輸送路確保のための漁港、港湾施設整備を国・県に要請する。

1 高潮浸水想定区域の指定及び周知等

- 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとされている。また、市は防災ガイドブック(ハザードマップ)を更新し、市民への周知を図る。
- 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 港湾漁港保全災害防除計画

本市の地形は東南に沿って市街地の形態をなしており、山を背にした海岸線に位置する熱海港、網代漁港及び初島漁港は、強風、台風時にはまともに高波を受けることから、一部には高潮対策や港湾、漁港整備がなされたが、引き続き船舶の避難施設の保全対策として整備が必要であり、また、区域内の国道、市道、民家に対する防護対策として高潮対策事業等海岸保全整備推進の必要がある。港湾漁港保全災害防除計画は表2-3-1のとおりである。

また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者情報共有することにより連携を強化するものとする。

あわせて、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

区分	内容
基本構想	市道及び橋梁の管理強化対策として交通危険箇所については、災害防除事業を実施するとともに道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害未然防止に努め、また、災害が発生した場合は早急に緊急輸送路等の確保を図る応急措置を実施する。また、今後は交通量の変化、施設の老朽度及び地質等の調査を行い、地域の変動に対応出来る施設の機能確保につとめ、交通危険箇所の解消を図る方針である。
現況と課題	本市の道路橋梁の現況は表2-4-1のとおりである。道路は一般交通の用に供するのみではなく、避難、救助、応急対策等の緊急活動のほか火災発生時の際の延焼防止にも有効であり、災害予防面からも計画的な道路整備と既存道路の機能確保が必要である。 しかし、本市の地形は急傾斜地が多く、大部分は歩道も有しない狭小幅員かつ急勾配で屈曲部の多い道路であり、また、近年、山の手周辺の開発により自動車による来遊客も増加していることから、道路交通網と安全性の確保を図る必要があり、交通安全対策事業の積極的な促進が望まれる。
整備計画	(1)市街地における街路網の整備は、延焼防止等の防災面からみた場合、急務であり、特に避難路としての幹線整備を積極的に推進するものとする。 (2)既存道路の機能向上を図るため、現在1・2級市道の改良整備を促進させて、災害危険箇所については、点検を行い、防災施設の整備に努める。 (3)橋梁については、耐震調査及び点検をし、拡幅改良を行い、地震対策として落橋危険箇所から逐次整備を推進する。

第6節 土砂災害防除計画

区分	内容
土砂災害対策	市内には、地形的に急峻な山地やけがが多く、土砂災害(土石流、急傾斜地の崩壊)危険箇所が多く所在している。 土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。
砂防事業	土石流の発生のおそれのある溪流に対し、県が砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために砂防設備の整備を実施する。砂防指定地は表2-5-1のとおり。
地すべり対策事業	地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、県が地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。地すべり危険箇所は表2-5-2のとおり。
急傾斜地崩壊対策事業	(1)現況 本市の地形は海岸線と市街地の一部を除くほとんどが山地丘陵で、地域住民は大雨による土砂崩れ等の危険に常にさらされている状態である。 網代地区(片町地区)においても、裏山は40度前後の急傾斜であり土質も悪く、そのため昭和43年から県単独事業としての崩土防止防護ネットを施行完了したが、それとも恒久対策としてはその効果は完全なものと思われない。そのため本市として市内全域に亘り危険箇所の再点検を行い、急傾斜地崩壊対策として、その地域を土砂崩れ等の災害から守るため、地域指定を促進してきたものであるが、反面、急傾斜地指定に基づく法的規制もきびしいため、本市に於いては数は少なく整備完了は19箇所である。なお、本市における急傾斜地の危険箇所(傾度30度以上高さ5m以上の自然崖又は防災工事が完結して

いない人工崖で、被害想定区域内に人家1戸以上あるいは公共施設のある箇所の地区別内訳は表2-5-3のとおりである。

(2) 問題点と課題

山間傾斜地のみならず本市においても、がけ等危険箇所の総点検を毎年実施しているが、これら調査の結果に基づいて、今後は積極的な防災対策を講じていく必要がある。また、急傾斜地域については各種法律に照らし、宅造等の制限を最大限に活用し、なお、土地所有者に対して急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の理解を求め、これら地域については急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、危険区域の実情を考慮のうえ区域指定を進めていくことが必要である。

(3) 施策の方向

急傾斜地域の土砂崩壊から住宅等に対する災害を防止するため、前記のように現場調査のうえ地域指定し、法的制限を加えるのは勿論であるが、市街地危険区域についても土砂の切盛り、立木伐採等有害行為の制限強化をし、必要に応じ災害防止のため、防災措置の勧告、改善命令など徹底を図る一方、宅造等開発行為についても起業者に対して行政指導の強化を図る。

(4) 現行制度による対策事業

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急急傾斜地崩壊対策事業、採択基準は表2-5-4のとおり。

イ がけ地近隣危険住宅移転事業については、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域内の建築物、静岡県建築基準条例第10条の規定に基づくがけの高さが2メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置にある不適格建築物(危険住宅)の除去等に要する経費並びに危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費に対して補助金を交付するものである。

(5) 危険箇所周辺の土地利用規制

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)、急傾斜地に対し災害を予防し積極的に防災工事を実施していくうえでも、県知事の急傾斜地崩壊危険区域の指定が前提条件となる。

急傾斜地の崩壊により人家の崩壊等著しい被害のあったところ、又は著しい被害を及ぼす恐れのあるところは優先して区域指定を受け、その他の危険箇所においても危険度や地域の実情等を考慮のうえ、極力指定の促進を図らなければならない。

指定区域内では、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採の有害行為を取締り、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことになっている。

イ 災害危険区域の指定(建築基準法)、急傾斜地崩壊危険区域の指定された区域又は静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域内の住居の用に供する建築物は、原則的に禁止されている。指定箇所は表2-5-5のとおり。

ウ 宅地造成工事規制区域の指定(宅地造成等規制法)、がけ崩れ、土砂流出等の恐れのある危険住宅の造成の防止と危険な既存住宅の改善指導を行っているが、区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は知事の許可が必要で、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合は、勧告、改善命令等を発して危険を除去することになっている。宅地造成工事規制区域の指定は、表2-5-6のとおり。

エ 都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

オ 土石流危険渓流、土砂災害のうちでも、特に土石流による災害は、その破壊力が強大なため、多くの人命を一瞬のうちに奪い、家屋財産を壊滅的に破壊してしまう。

特に、近年山間部の開発が進み、居住地域が山裾にも拡大しており、土石流の発生が予想される渓流を地域住民に周知し、避難体制を確立し、土石流災害から人命財産を未然に防止する。渓流は表2-5-7のとおり。

(6) 危険区域周辺住民の警戒避難体制

がけ崩れ災害の防止対策としては、崩壊防止工事の施工による完全整備が望ましいが、全危険箇所に対して直ちに防災工事を施工することは極めて困難である。このため、次のとおり避難体制を定めるものとする。

ア 警戒体制

(ア) 危険区域の警戒体制を第1警戒体制及び第2警戒体制とし、気象予警報、降雨量及び危険区域内に発生する恐れのある異常な現象等により、それぞれ市長が必要と認められた場合に指令するものとする。

(イ) 警戒体制が指令されたときは、概ね次に掲げる事項を行う。

- 第1警戒体制
 - ・危険区域に対する警戒巡視
 - ・住民に対する広報
 - ・その他、状況により市長が必要と認める事項
- 第2警戒体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難準備の広報 ・災害対策基本法56条に規定する必要な通知又は警告 ・災害対策基本法60条に規定する避難の指示 ・その他状況により市長が必要と認める事項 <p>警戒体制は表2-5-8のとおり。</p> <p>イ 危険区域における情報の収集</p> <p>(ア) 警戒体制が指令されたとき又は災害の発生の恐れがあると認めるときは、危険区域にパトロール隊を派遣し、情報の収集を行うものとする。この場合のパトロール隊の派遣については消防署及び出張所、分遣所並びに消防分団とする。</p> <p>(イ) 情報の内容は、危険区域及びその付近における降雨量、その他危険区域内の災害の恐れのある異常現象(急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の崩壊、人家の損壊等)、住民及び滞在者の数等とする。</p> <p>(ロ) 情報は、原則として熱海市災害対策本部へ通報する。</p> <p>ウ 危険区域に対する情報の伝達方法及び伝達事項</p> <p>(ア) 伝達方法 <【共通対策編】第3章第4節 通信情報計画>及び<同章第5節 災害広報計画>による。</p> <p>(イ) 伝達事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象予警報の発表及び解除に関すること。 ○ 雨量 ○ 避難の指示及びその解除に関する事項 ○ その他必要と認める事項 <p>エ 雨量測定</p> <p>(ア) 降雨量の測定場所は表2-5-9のとおり。</p> <p>(イ) 雨量の測定時間及び測定間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定間隔は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報発令中 時間毎に測定し報告する。 ・大雨警報 時間毎に測定し報告する。 ○ 雨量測定結果は消防部を通じて熱海市災害対策本部へ通報する。 <p>オ 避難救出計画について <【共通対策編】第3章第7節 避難救出計画>による。</p>
<p>土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p>	<p>(1) 土砂災害警戒情報の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、県と静岡地方気象台が共同で発表するものである。 ・市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 ・市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(気象庁ホームページ)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県ホームページ)等)の確認・把握に努める。 <p>(2) 土砂災害緊急情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとされている。
<p>土砂災害防止法の周知等</p>	<p>(1) 市地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在

	<p>地</p> <p>⑤ 救助に関する事項</p> <p>⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項(「資料14 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表」のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 <p>(2)住民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害(土石流・地すべり・がけ崩れ)が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 <p>(3)避難指示等の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。 <p>(4)事業者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。
<p>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
<p>その他のソフト対策</p>	<p>(1)土砂災害警戒区域等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップ・土砂災害警戒区域マップ・土砂災害特別警戒区域マップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。 <p>(2)「土砂災害に対する防災訓練」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第7節 山地災害防除計画

- (1) 総面積6,178haのうち山林が3,876haと大半を占め、地形が急峻なことから土砂の流出崩壊等山地に起因する災害の危険度が高く、また、水源かん養等、森林の有する公益的機能の維持向上を図るために治山施設の整備推進の必要がある。
- (2) 森林面積は、表2-6-1のとおり。
- (3) 制限林の種別面積は、表2-6-2のとおり。
- (4) 総合的な山地災害対策
市は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。
- (5) 山地災害危険地区等における山地災害対策
市は県と連携して、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生

形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第8節 林道災害防除計画

(1) 現況

市有林、民有林の造林育成管理及び山地荒廃の予防監視として中野線、中野支線、南二ノ倉線の3路線があり、特に林道中野線は大仁町道に接続するとともに付近には生活環境保全林、鹿ヶ谷公園があるため利用者も多く、地域は急峻な地形で山腹を切り開いたままの林道であることから降雨時の落石、がけ崩れ等災害危険と崩壊土砂の河川流出による下流部への影響は大であるので、治山事業と合わせて林道の整備推進を図る必要がある。

(2) 既設林道の延長は、表2-7-1のとおり。

(3) 整備計画と管理状況は別に定める。

第9節 農地災害防除計画

(1) 現況

本市の農業振興地域は大別して3地区に区分出来るが北部は泉地区、中央部は伊豆山、相の原、和田山の丘陵地帯であり、南部は多賀地区となっている。泉地区及び多賀地区は果樹園芸地帯、伊豆山地区は果樹園芸と畑作地、相の原地区及び和田山地区は畑作地である。

農地は、急傾斜が多く生産基盤である土地基盤整備、特に農道、水路の改良に重点がおかれているが、農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、整備が必要である。

(2) 農業振興地域の状況は、表2-8-1のとおり。

(3) 既設農道の延長は、表2-8-2のとおり。

第10節 倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第11節 盛土災害防除計画

市は、県と連携して、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省(不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。)、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

また、市は、県と連携して、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。

市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県の設置した「盛土等対策会議」の下部組織である現場レベルの地域部会に参画し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第12節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、土砂災害等に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
 具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動(立退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第13節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災会、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第14節 防災知識の普及計画

原則として、<第11節 避難情報の事前準備計画「2 住民への周知・意識啓発」>及び<【共通対策編】第2章第4節 防災知識の普及計画>に準ずる。

加えて、市は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

第15節 自主防災活動

＜【共通対策編】 第2章第8節 自主防災組織の育成＞及び＜同章第9節 事業所等の自主的な防災活動＞に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」に基づき、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、＜【共通対策編】 第3章 災害応急対策計画＞による。

第1節 市災害対策本部

- 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに設置する。
- 必要に応じて、本部会議及び対策会議を開催し、市が実施する応急対策等について協議・決定する。
- 災害対策本部が設置された場合の事務分掌は表3-2-3のとおり。

第2節 情報収集・伝達

＜【共通対策編】 第3章第4節 通信情報計画＞に準ずる。

第3節 広報活動

＜【共通対策編】 第3章第5節 災害広報計画＞に準ずる。

第4節 水防組織

＜【共通対策編】 第3章第24節 水防計画＞による。

第5節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体は「静岡県水防計画書」(第1章)、(第17章)に定めるところによる。
 なお、熱海市が水防管理する主要河川は、下記のとおりである。

管理団体名	主要河川・海岸名
熱海市	千歳川、熱海和田川

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は消防機関をもって充てる。

第6節 水防に関する予警報

1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については＜静岡県水防計画書」(第9章)＞に定めるところによる。

2 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。
 また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 市の非常配備体制

市の水防にかかる配備体制は表3-2-5のとおり。

第8節 水防管理団体の水防計画及び水防区域の危険箇所等

＜【共通対策編】 第3章第24節 水防計画＞による。

復旧・復興については、＜【共通対策編】第4章 復旧・復興対策＞による。